

地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統）について

0 協議事項

フィーダー補助の交付を受けるためには、添付の計画別紙について国から計画認定を受ける必要があり、令和8年度地域公共交通計画別紙（地域内フィーダー系統）について、八戸圏域地域公共交通活性化協議会で協議し、承認を得たうえで、圏域市町村分を取りまとめて国に提出することとなる。

その前段として、八戸市の計画別紙について八戸市地域公共交通会議に同内容を諮り、承認を得ようとするものである。

1 地域内フィーダー系統とは

複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バスである「地域間幹線系統」を補完する、域内の移動を支える路線（支線）を「地域内フィーダー系統」という。

フィーダー系統は、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（通称：フィーダー補助）が対象となり、運行経費に対して補助金を活用することができる。

《主な補助要件》

- ・地域間幹線系統に接続すること又は過疎地域等の交通不便地域の移動を確保すること
- ・1回当たりの乗車人員が2人以上であること（定時定路線の場合）
- ・経常赤字が見込まれるもの

《補助額》

- ・補助対象経費（経常費用－経常収益）の1/2又は自治体ごとに設けられる補助上限額を比較し、いずれか金額が低いほう

当市の場合 ⇒ 南郷地域コミュニティタクシー が該当

2 計画の概要

(1) 目標

利用者数（令和6年度実績：148人）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
南郷地域コミュニティタクシー	159人	154人	150人

《目標数値の考え方》

人口減少下にあっても現在の南郷地区の人口1人当たりの利用回数の水準を約0.04回/人に維持することを目指し、利用人数の目標を設定した。

人口予測については、直近3年間でみた南郷地域の年間の人口減少の割合がおよそ3%であるため、今後も人口が1年あたり3%減少すると仮定した。

また、人口1人当たりの利用回数の水準については、過去の実績を踏まえ0.04に設定した。その上で、人口予測と人口1人当たりの利用回数の水準0.04を掛けることで目標利用者数を算出した。

	年度	人口(A)		利用人数 (B)	人口1人あたり 利用回数(C)	(目標人数計算)
実績	令和4年度	4495	前年比	185	0.041	A × C = B
	令和5年度	4359	-3.0%	169	0.039	
	令和6年度	4217	-3.3%	148	0.035	
目標	令和7年度	(予測) 4090	-3.0%	164	(目標) 0.04	4090 × 0.04=164
	令和8年度	(予測) 3967	-3.0%	159	(目標) 0.04	3967 × 0.04=159
	令和9年度	(予測) 3848	-3.0%	154	(目標) 0.04	3848 × 0.04=154
	令和10年度	(予測) 3733	-3.0%	150	(目標) 0.04	3733 × 0.04=150

(2) 目的等

南郷地域コミュニティタクシーを継続運行し、市中心街への通学・通院手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学・通院の利便性を確保すること。

3 目標達成のために行う事業及びその実施主体

(1) 八戸圏域の取組

- ・公共交通間の利便性の改善（八戸圏域地域公共交通活性化協議会、交通事業者）
- ・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）

(2) 八戸市の取組

- ・南郷コミュニティタクシーの時刻表を南郷地域において町内会を通じて回覧するほか、市HPに掲載し、周知を図る。（八戸市）

補足 事業評価と目標設定について

今回の申請より、目標を達成するために行う事業について、過去の事業評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載することとなった。

※令和6事業年度以前は「1運行当たりの利用者人数」の目標としていたところ、

令和7事業年度分（昨年度申請）より「年度中の利用者総数」の目標に変更を行ったため、

別紙項番3における事業評価の振り返りと別紙項番2において定めた事業目標の指標は異なる。

令和7年6月 日

(名称) 八戸圏域地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

八戸市におけるフィーダー系統は、市内幹線軸や地域間連携軸ではカバーしきれない地域内での移動に対応するものであり、適切に役割分担を行い、効率的に移動手段を提供する上で重要な軸であると言える。

南郷地域のコミュニティタクシーは、市中心街への通学・通院手段である市ノ沢線と接続することで、当地域における通学・通院の利便性を確保しており、当地域で暮らし続ける上で重要な役割を果たしている。

しかし、自治体や事業者の運営努力だけでは維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「八戸圏域地域公共交通計画」において、2028年度目標値として八戸圏域における住民1人あたりの公共交通の利用者数の年間利用回数31.2回/人・年(2021年度現況値31.2回/人・年を維持)を定めている。

系統名	実績		目標	
	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
南郷地域コミュニティタクシー	148人	159人	154人	150人

八戸圏域地域公共交通計画 (P25、P26 参照)

(2) 事業の効果

南郷コミュニティタクシーを維持することにより、八戸市中心部への移動の利便性を維持する。

また、地域間幹線系統の市ノ沢線と接続することで、南郷地域の学生の通学の足や高齢者の通院の足を確保している。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価(一次評価及び二次評価)の結果を踏まえて記載。

令和6事業年度における事業評価の結果、1運行当たり利用者2人以上の目標を達成できなかった。

1次評価では、公共交通計画の目標設定の考え方に沿って、新しい目標として利用者数を令和5年度実績値の維持に努めることとしたほか、2次評価では、周知・広報の強化等により新規需要の掘り起こしを含む利用促進に取り組むことを助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

(1) 八戸圏域の取組

- ・公共交通間の接続性の改善(八戸圏域地域公共交通活性化協議会、交通事業者)
- ・バスマップや時刻表の更新を行い、情報発信機能の強化を図る(八戸圏域地域公共交通活性化協議会)

(八戸圏域地域公共交通計画 P32、35 参照)

(2) 八戸市の取組

- ・南郷コミュニティタクシーの時刻表を南郷地域において町内会を通じて回覧するほか、市HPに掲載し、周知を図る。(八戸市)

(八戸圏域地域公共交通計画 P47 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表1を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る南郷コミュニティタクシーについて、その運行に係る費用総額約665千円のうち、八戸市から運行事業者への負担額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担しており、国庫補助金については市一般財源の歳入として扱う。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
交通事業者による乗降調査
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和7年6月 日	八戸市地域公共交通会議 八戸市内分に係る計画について
令和7年6月25日	八戸圏域地域公共交通活性化協議会 計画全体について
19. 利用者等の意見の反映状況	
令和3年度に地域住民と意見交換を行い、令和4年度から運行方法を見直し、デマンド運行へ切りかえた。 タクシー利用者から、市ノ沢線第2便に接続する時間帯での運行（現在は初便に接続）を求める声があり、調査検討を行う予定。	
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
該当なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市内丸一丁目1-1

(所 属) 八戸市 政策推進課

(氏 名) 八木田 訓寿

(電 話) 0178-43-9124

(e-mail) nor_yagita@city.hachinohe.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
八戸市	日の出タクシー	(1) 南郷地域コミュニティタクシー		南郷地域		往 km 復 km	365日	151.9回	○		区域運行	①・②(1)	市ノ沢バス停で補助 対象地域間幹線系統 市ノ沢線と接続	
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八戸市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	66,160
交通不便地域等	4,217

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,217	旧南郷村	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
八戸圏域地域公共交通利便増進実施計画	令和6年3月28日 認定	令和7年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



